

昭和二十五年政令第二百三十九号

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行会

内閣は、漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第十三条第五項、第十五条、第四十四条及び附則第一項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 漁港法の施行期日は、昭和二十五年七月二十九日とする。
(同上) 画丁一、(漁場) 二、(漁港) 三、(漁業) 四、(漁業各指掌会)

第一条の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号。以下「法」と

三十六度二十九分東經百三十三度五十分の点、北緯三十五度五十九分東經百三十四度十分の

三一四度三二分の点 北緯三一五度四一二分(紀日三一四度二分の点) 北緯三一五度四二分 東經百三十三度三十六分の点、北緯三十五度五十四分東經百三十三度三十三分の点、北緯三

十五度五十九分東經百三十三度二十四分の点、北緯三十六度三十三分東經百三十三度十九分の点、北緯三十六度二十七分東經百三十二度五十八分の点、北緯三十六度二十分東經百三十二度

度七分の点、北緯三十五度五十六分東経百三十一度十七分の点、北緯三十六度一分東経百三十二度二十一分東二十三分の点、北緯三十六度七分東経百三十二度三十五分の点、北緯三十六度二十一分東

經百三十二度三十七分的点、北緯三十六度二十八分東經百三十二度四十三分的点、北緯三十六度四十二分東經百三十二度四十五分的点、北緯三十六度四十三分五十一秒東經百三十二度四十四

分の点及び北緯三十六度五十六分十二秒東経百三十二度五十五分四十八秒の点を順次に結んだ線による囲まれた海域（領海を除く。）を施行されるべき海域とする事業であつて、あかがれ

い又はすわいがにを対象として、これらを保護するために必要な機能を備えた増殖場を造成するもの

二 北緯三十六度四十二分東経百三十三度の点、北緯三十六度三十七分東経百三十三度八分の点、北緯三十六度二十九分東経百三十三度十五分の点、北緯三十六度二十一分東経百三十三度

三十四分の点、北緯三十六度二十二分東經百三十三度三十六分の点、北緯三十六度八分東經百三十三度四十五分の点、北緯三十六度一分東經百三十三度四十分の点、北緯三十五度四十六

分東經三十三度四十九分の点、北緯三十五度四十四分東經三十四度の点、北緯三十二度十二分東經二十一度五十分の点、七律三一二度二十七分東經二十一度四一三分の点、七律三

十二度四十五分東經百二十八度二十二分の点、北緯三十一度四十五分東經百二十八度十七分の点、

六分の点、北緯三十二度十六分東經二十八度二十八分の点、北緯三十二度二十一分東經百二

百三十八度三十二分の点、北緯三十一度四十六分東経百二十八度二十一分の点、北緯三十一度

十一度二分東經百一十八度四分の点、北緯三十度五十五分東經百一十七度五十四分の点、北緯

三十一度四十七分東經百二十七度五十六分の点、北緯三十一度四十五分十三秒、東經百二十七度五十二分の点、北緯三十一度四十分十三秒東經百二十七度二十九分五十三秒の点、北緯三十二度十八分

五十三秒東經百二十七度二十九分五十三秒の点、北緯三十二度五十七分十二秒東經百二十七度四十分五十九秒の点、北緯三十二度五十七分四十二秒東經百二十七度四十一分四十七秒の点、

第一条の三 法第六条の三

その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする

第一項 去第十三項第三項の規定により請求する旅費及び手当

関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）の定めるところによる

関する法律（昭和

和二十五年法律第百十四号) の定めるところによる。

(特定第三種漁港)

第二条の二 法第十九条の三第一項の政令で定める漁港は、次の表のとおりとする。

青森県	宮城県	福島県	宮城県
千葉県	神奈川県	静岡県	静岡県
山口県	鳥取県	島根県	島根県
福岡県	長崎県	鹿児島県	鹿児島県
(費用の負担基準)			
八戸	気仙沼	石巻	漁港
枕崎	長崎	博多	下関
沼	境	焼津	三崎
仙	釜	子	銚子
沼	塩釜		

(費用の負担基準) 第三回 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業のうち法第4条第1項第一号に属する事項と並行して、去第2条を第一項の見立てて、魚港整備事業の費用の負担基準を定めることとする。

第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

負担の対象となる特定漁港漁場整備事業	漁港の種負担割合
--------------------	----------

外部施設又は水域施設を係るもの	第三種漁類	当該事業に要する経費の百分の一十 (離島・辰興)
-----------------	-------	-----------------------------

外事用語について外事用語の使用の規範を定めたもの

第四種漁項の離島振興計画（以下「離島振興計画」といふ。）は、主に、つづいては、「百分の一五〇

係留施設に係るもの 第三種漁業當該事業に要する経費の三分の一 港税（シ）は基づくものはないでは百分の十五）

卷之三

第四種漁當該事業に要する経費の百分の三十

輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用第三種漁港）当該事業に要する経費の百分の四十五

地に限る。) に係るもの

第四種漁業當該事業に要する経費の百分の三十

漁獲物の処理、保藏、加工及び販売施設第三種漁當該事業に要する経費の百分の五十

(荷さばき所、配達用作業施設並びに製
く、今東支社今後直営で見る。)二系ら
港
西日重魚

水のもの 洋漁及て冷蔵船は隙る一には係る港第四種漁

2 国が、特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において

て、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の二十五とする。

3 前二項の負担金の徴収の方法及び時期は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める。

第四条 法第二十条第六項の規定による補助の基準は、次の表のとおりとする。
(費用の補助の基準)

2

施行者	業 務 の 内 容	共 同 体	地方公 共 施 設
補助の対象となる特定漁港漁場整備事業	輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）	棧橋であつて漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）	係留施設（岸壁、物揚場、桟橋又は浮桟橋であつて漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）
も の	輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの	漁獲物の処理、保藏、加工及び販売施設（荷さばき所、配達用作業施設、製水、冷凍及び冷藏施設並びに加工場に限る。）に係るもの	漁獲物の処理、保藏又は加工を衛生的に行うことのできる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）
漁港淨化施設又は廃油処理施設に係る	漁港淨化施設又は廃油処理施設に係るもの	漁獲物の処理、保藏、加工及び販売施設（荷さばき所、配達用作業施設、製水、冷凍及び冷藏施設並びに加工場に限る。）に係るもの	漁獲物の処理、保藏又は加工を衛生的に行うことのできる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）
百分の五十以内	百分の五十以内	百分の五十以内	六分の一以内

法第四条第一項第二号に掲げる事業で沖縄県にあつては百分の七十以内、その他の地域に農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの

2 前項に規定する漁港浄化施設に係る特定漁港漁場整備事業が公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業である場合においては、当該特定漁港漁場整備事業に要する費用の額から事業者が同法の規定により納付すべき負担金の額を控除した額を補助の対象となる特定漁港漁場整備事業に要する費用の額とする。

（土地等の管理及び処分についての特例）

第五条 法第四条の二第一項の土地又は工作物で国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

第三条第三項の普通財産であるものは、これを、漁港管理者以外の者に貸し付け、又は譲り渡すことなどができない。（漁港整備財産台帳）

第六条 農林水産大臣は、法第二十四条の二第一項の土地又は工作物で国有財産法第二条の国有財産であるもの（以下「漁港整備財産」という。）につき、漁港ごとに、次に掲げる事項を記載した漁港整備財産台帳を備えて置かなければならない。

一 漁港整備財産の所在、種類、構造及び規模

二 購入又は収用に係る漁港整備財産について、その種類ごとの購入価格又は補償金額

三 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び理由

四 その他必要な事項

2 前項の漁港整備財産台帳は、国有財産法第三十二条第一項第二号の公共用財産であるもの（以下「漁港施設財産」という。）の管理（維持、保存及び運用を式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。）

（管理の委託の手続）

第七条 法第二十四条の二第二項の規定により同項の土地又は工作物で国有財産法第三十二条第一項第二号の公共用財産であるもの（以下「漁港施設財産」という。）の管理（維持、保存及び運用を式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。）を

いうものとし、これらのために改築、増築等を含む。（以下第十七条までにおいて同じ。）を

漁港管理者に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

一 管理を委託する漁港施設財産の所在、種類、構造及び規模

二 移管の年月日

三 管理の方法

四 委託の条件

五 その他必要な事項

（管理責任の移転の時期）

第八条 漁港施設財産の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の移管の日以後その管理の責に任ずる。（引継）

第九条 農林水産大臣は、第七条の規定により定められた同条第二号の移管の日に、農林水産省の職員を管理受託者と実地に立ち会わせて、その者に当該漁港施設財産を引き継がせなければならない。（管理受託者の義務）

第十条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、水害、火災、盗難その他の災害の発生の防止に努めるものとし、これらの災害が発生したときは、直ちに当該漁港施設財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。（滅失等の場合の報告）

第十一條 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る漁港施設財産が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。

一 当該漁港施設財産の所在及び種類
二 被害の状況
三 減失又は損傷の原因
四 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧費見込額
五 当該漁港施設財産の保全又は復旧のためとつた応急措置（改築等の制限）

（改築等の制限）
第十二条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の原形に変更を及ぼす改築、増築等又は除却をしてようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。（管理台帳）
第十三条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳を当該事務所に備えておかなければならない。
一 所在
二 種類
三 構造及び規模
四 受託の年月日
五 その他必要な事項

2 管理受託者は、前項の管理台帳の記載事項に変更があつたときは、その都度、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。
（管理台帳）
第十四条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。
2 受託に係る漁港施設財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。
（管理状況の報告）
第十五条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十日までに農林水産大臣に報告しなければならない。
（監査及び報告の徴収）
第十六条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る漁港施設財産の管理の状況に關し、農林水産省の職員に監査させ、又は管理受託者から報告を徴収することができる。

（標識の設置）
第十七条 農林水産大臣（管理を委託した漁港施設財産については管理受託者）は、漁港整備財産である土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。
（漁港整備財産台帳又は管理台帳の閲覧）
第十八条 漁港整備財産に關し利害関係を有する者は、無償で第六条第一項の漁港整備財産台帳又は第十三条第一項の管理台帳の閲覧を求めることができる。
（申請等の経由手続）
第十九条 管理受託者（都道府県を除く。）がこの政令又はこの政令に基く命令の規定により農林水産大臣に対してする承認の申請又は報告は、当該申請又は報告に係る漁港施設財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。（漁港管理規程の必要的記載事項等）
（漁港管理規程の必要的記載事項等）
第二十条 法第三十四条第一項の規定により漁港管理規程において定めなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
一 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三条第一号に掲げる施設並びに同条第二号イ及びハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）の維持、保全及び運営に関する事項

一 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三条第一号に掲げる施設又は同条第二号イに掲げたる施設について法第三十五条に規定する利用料等の利用の対価を徴収する場合にあつては、その利用料等の利用の対価の料率に関する事項

三 漁港の区域内の水域の利用を著しく阻害する行為の規制に関する事項

法第三十四条第一項の規定により漁港管理規程において漁港に入港した船舶（国際航海に從事する船舶に限る。以下この項において同じ。）又は漁港を出港しようとする船舶に対し入港届又は出港届を提出せることとするときは、当該入港届又は出港届の様式は、農林水産省令で定めるところによらなければならぬ。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第二十一条 法第三十九条の二第六項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び保管された日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第二十二条 法第三十九条の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
- 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることはできないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

第二十三条 法第三十九条の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度、その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十四条 法第三十九条の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度、その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手續）

第二十五条 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項を当該漁港管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適切な方法で公示しなければならない。

漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

漁港管理者は、前条ただし書の規定による随意契約による競争入札に付そうとするときは、なるべく二人以上（工作物等を返還する場合の手続）

（負担金の徴収手続）

第二十七条 法第三十九条の三に規定する負担金の徴収については、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十四条に規定する手続の例による。

（親会社等）

第二十八条 法第五十一条第四号の政令で定める法人は、ある法人に対する次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

- 一 その総株主（株主総会において決議をることができる事項の全部につき議決権行使することができる株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
- 二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年内に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
- 三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

ある法人に対する特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

第二十九条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第六十九条の規定により都道府県知事（第一号に掲げる事務のうち、第一種漁港（その所在地が二以上の都道府県にわたり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。）に係るものについては、市町村長）が行うこととする。

（都道府県等が処理する事務）

一 法第二十四条第一項後段の規定による許可

二 その所在地が一の都道府県に限られる第一種漁港についての法第二十五条第一項第三号の規定による漁港管理者の指定

三 第一種漁港及び第二種漁港（それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたらるものと除く。）についての法第三十四条第二項の規定による届出の受理（当該漁港の漁港管理者が都道府県にある場合を除く。）

四 前号に規定する届出の受理に係る漁港管理規程についての法第三十四条第三項の規定による質問又は勧告

五 第一種漁港及び第二種漁港（それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものと除く。）についての法第六十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）

六 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事又は市町村長に関する規定として都道府県知事又は市町村長に適用があるものとする。

七 前二項の規定の適用については、これらの規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区」又は「特別区の区長」とする。

八 都道府県知事は、第一項第二号の規定により漁港管理者の指定をしたとき、同項第三号の規定により届出の受理をしたとき、又は同項第四号の規定により助言若しくは勧告をしたときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

この政令は、昭和二十五年七月二十九日から施行する。

法附則第四項の政令で定める者は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会とする。

法附則第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項から第四項までの規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了

